

◎住宅エコ推進補助

エコ住宅の新築・エコリフォームに補助

国が再開した住宅エコポイント制度に上乗せ助成します

市では、国が再開した「住宅エコポイント制度(復興支援・住宅エコポイント制度)」を活用して新築または改修する住宅に対して、「住宅エコ推進補助」を実施します。

市が行っている他の住宅関連の補助制度との併用が可能ですので、この機会にぜひご利用ください。

対象工事

国の住宅エコポイント制度の対象で、一定の要件を満たす市内事業者(個人事業者含む)の施工による次の工事が対象となります。

※一定の要件 施工業者が建設業の支店や営業所などの場合は、平成23年1月1日以前に法人設立(開設)申告書が税務課で受理されている必要があります。

◎エコ住宅の新築

平成23年10月21日から平成24年10月31日までに建築着工されたもの

◎エコリフォーム

平成23年11月21日から平

成24年10月31日までに工事着手されたもの

対象者

対象工事に対して、住宅エコポイントの発行を受けた市民または法人(市内に住所を置いていること)

※既に住宅エコ推進補助を限度額まで利用された市民または法人は対象となりません。

補助額

国の住宅エコポイント制度で発行されたポイント数の最大で1.5倍の金額(限度額45万円)

※エコリフォームと併せて耐震改修を実施した場合の補助額は、最大67万5千円(ただし、市の耐震補強工事の補助金を受ける場合は、耐震改修分のポイントは補助の対象となりません)

補助申請に必要なもの

補助金交付申請書、国が発行する「ポイント通知ハガキ」(原本を持参)、工事の契約書または領収書の写し、住

宅の位置図ほか
受付開始日
3月1日(木)

※国の従前の住宅エコポイント制度を活用した、住宅への市の補助制度は継続しており、平成25年3月31日まで受付しています。



住宅エコ推進補助 説明会

分かりやすく
ご説明します

期日 1月25日(水)
時間 午後7時~8時頃
場所 市役所(花岡町2)

申込
問合先 都市整備課
35-3159

◎国が実施する住宅エコポイント制度(復興支援・住宅エコポイント制度)について

高い省エネ効果のあるエコ住宅の新築やエコリフォームに対して省エネ商品や被災地の商品券などと交換可能なポイントが発行される国の制度です。発行されるポイントの半分は被災地復興に役立てられる仕組みとして昨年11月に再開されました。

対象工事内容

◎エコ住宅の新築

省エネ法のトップランナー基準相当の住宅または省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

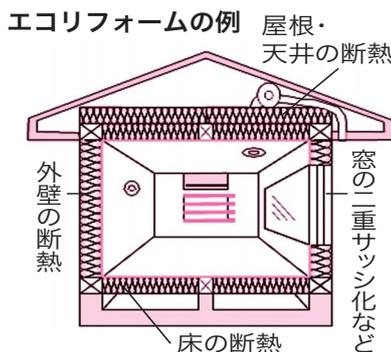
◎エコリフォーム

①窓の断熱改修(内窓設置など)

②外壁、屋根、天井、床の断熱改修

※①・②と併せて行うバリアフリー改修(手すりの設置など)、住宅設備(太陽熱利用システムなど)の設置、リフォーム瑕疵保険への加入、耐震改修も対象

※新築・リフォームともに工事の着工期間については、市の住宅エコ推進補助に同じ



発行ポイント数

◎エコ住宅の新築

15万ポイント(太陽熱利用システム設置の場合は17万ポイント)

◎エコリフォーム

施工箇所などに応じてポイントが付き、最大で30万ポイント(耐震改修の場合は最大45万ポイント)

エコポイント申請場所

1月中旬以降に住宅エコポイント事務局のホームページで公開されます。

問合先 住宅エコポイント事務局
(ナビダイヤル 有料)
06700200121